



## ご存じですか？ 国民年金保険料の免除・猶予制度

経済的な理由や災害等により、国民年金保険料を納めることが困難なときは、申請し承認されると保険料が免除または猶予されます。保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、もしもの時の障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合もあります。納付が難しい方は国民年金保険料の免除・猶予申請をしましょう。

免除の内容は被保険者の方の負担能力に合わせ、全額免除・半額免除・4分の1免除・4分の3免除・納付猶予と段階的な免除基準があり、納付しやすい環境となっています。

### ■新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする特例免除申請

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた免除申請が可能です。手続きには一般の免除申請に必要なもののほかに「所得申立書」の提出が

必要です。詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。

### ■令和2年度の申請期間

令和2年7月～令和4年8月

※申請月の2年1か月前までは遡って免除を申請することができます。

■承認期間 令和2年7月～令和3年6月（令和元年中の所得で審査）

### ■手続きに必要なもの

- ・印鑑（代理申請の場合） ・年金手帳
- ・失業を理由に申請（特例）する場合は「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」などの公的機関発行の証明書

■受付場所 役場町民健康課または役場東出張所

■問合せ 役場町民健康課 保険年金担当

☎ 296-5891

## 国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になります。口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。また、口座振替にはお得な前納制度があります。前納制度のうち、6か月前納（10月～3月）をご希望の方は今月末が申出期限となりますので、ご希望の金融機関、役場町民健康課、川越年金事務所のいずれかへお申し出ください。

※今年度の6か月前納（4月～9月）1年度・2年度前納の申出は令和2年2月末日で締め切りました。

### ■手続きに必要なもの

納付書（または年金手帳）・通帳・金融機関の届出印

■申出期限 8月26日（水）

### ■問合せ

役場町民健康課 保険年金担当 ☎ 296-5891

または川越年金事務所 ☎ 242-2657



## 「地域健康教室 9月分」参加者募集

皆さんが安心して参加できるよう新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をとり、健康運動指導士等を講師とした「地域健康教室」を開催します。

■対象者 町民の方（おおむね65歳以上を対象としていますが、年齢制限はありません）

■内容 自宅でできるフレイル予防の体操等

■時間

・午前の部

1 回目 午前9時30分～10時30分

2 回目 午前11時00分～正午

・午後の部（亀井教室のみ）

1 回目 午後1時15分～2時15分

2 回目 午後2時45分～3時45分

※受付時間は開始時間15分前から

■参加費 無料

■申込み 事前予約制で1人1回参加申込みができます。参加希望される方は、**8月12日（水）午前8時30分よりお電話でお申込みください。**（FAX不可）※来所はご遠慮ください。また申込み初日は電話が混み合うことが予想されますので、あらかじめご了承ください。定員に達した場合、別の日程を案内させていただきます。

■持ち物 マスク、水分補給用飲み物、タオル、動きやすい服装でお越しください。（保健センター、亀井農村センターは上履きが必要です）

・亀井農村センターの講師は町保健師です。  
・当日は検温をしてからお越しください。体調不良等でキャンセルする時は下記までご連絡をお願いします。

■申込・問合せ 町地域包括支援センター

☎ 296-7700

	日にち	講師	会場名	参加者定員（名）	
				1回目	2回目
1	9月 2日（水）	菅野 隆	町地域包括ケアセンター	30	30
2	9月 3日（木）午前の部	遠藤 良江	今宿コミュニティセンター	20	20
3	9月 3日（木）午後の部	町保健師	亀井農村センター	5	5
4	9月 7日（月）	埼玉県健康づくり事業団	町保健センター	7	7
5	9月 9日（水）	菅野 隆	町地域包括ケアセンター	30	30
6	9月 14日（月）	遠藤 良江	町保健センター	7	7
7	9月 17日（木）	埼玉県健康づくり事業団	今宿コミュニティセンター	20	20
8	9月 23日（水）	遠藤 良江	町地域包括ケアセンター	30	30
9	9月 24日（木）午前の部	菅野 隆	今宿コミュニティセンター	20	20
10	9月 24日（木）午後の部	町保健師	亀井農村センター	5	5
11	9月 28日（月）	埼玉県健康づくり事業団	町保健センター	7	7
12	9月 30日（水）	菅野 隆	町地域包括ケアセンター	30	30

## 「埼玉県 LINE コロナお知らせシステム」について

訪れた施設などに感染者がいたことが分かった場合、埼玉県から注意喚起のLINEメッセージが届きます。

■事業者、イベント主催者等向け登録方法

①右のQRコードから埼玉県ホームページへアクセス



②QRコード発行フォームに必要情報を入力し、利用規約に同意する

③登録完了。案内に従いQRコードをダウンロード

④施設、イベント入口等にQRコードを掲示

■施設利用者等向け登録方法

①施設、イベント入口等に掲示してあるQRコードを読み取り

②読み取り完了メッセージが埼玉県から届く  
※初回のみ、情報取得への同意をお願いします。

■感染者が発生した時

必要に応じて、対象者にお知らせのメッセージが埼玉県から届きます。

■問合せ 県保健医療部感染症対策課 企画・宿泊療養担当 ☎ 048-830-7502



## 下期分の受付が始まります 住宅リフォーム資金補助のご案内

現在お住まいの住宅を町内の事業者を使って改修する際に、かかる費用の一部を町で補助します。なお、対象者は右記すべてに該当する方です。

■補助対象工事 町内業者が行う20万円以上（税抜き）の個人住宅の改修工事（増築を除く）。ただし、部分的な修繕工事は除きます。  
例…建物の内外装の改修工事、居室・居間・玄関・台所・トイレなどの改修工事（ただし、公共下水道等への接続工事は除きます。）

■補助金額 改修工事に要した費用の100分の5に相当する金額で10万円を限度とします。（千円未満切り捨て）

■申込期間 9月10日（木）～28日（月）（土・日曜日、祝日を除く）

■受付時間 午前8時30分～午後5時

※申し込み状況により抽選となります。抽選確定後、申請者にご連絡いたします。

■公開抽選 9月30日（水）午前10時から役場3階301会議室で実施します。

※抽選会場に行く前に、必ず産業環境課窓口にお立ち寄りください。番号札をお渡しします。

### 補助対象者

※下記すべてに該当する方

- ①申し込み時に本町に住民登録をしている方
  - ②補助対象となる住宅の所有者で、同住宅に居住している方
  - ③申し込み時点で町税を滞納していない方
  - ④対象工事が令和3年3月末までに完了すること
  - ⑤対象工事について、町が実施する同様の補助金等を受けていない方
  - ⑥補助金交付決定前に工事等に着手していないこと
- ※申請後、現場確認を行い、決定通知を交付します。  
※1住宅1回限りの補助となります。

■必要書類【申請時に必要な書類】鳩山町住宅リフォーム補助金交付申請書（役場産業環境課窓口にて配布）、改修の見積書の写し、改修工事の図面  
【抽選確定後に必要な書類】住民票の写し、町税（国民健康保険税も含む）納税証明書、家屋所有証明書  
■問合せ 役場産業環境課 ☎ 296-5895

## 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 新型コロナウイルス感染症の影響による減免のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険税（料）が減免となります。

【対象となる保険税（料）】

令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限を設定している保険税（料）

【保険税（料）の全額免除対象者】

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（世帯主）が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方

【保険税（料）の一部または全額免除対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入）の減少が見込まれ、右記の①～③の要件に該当する世帯の方

※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は①～③の要件全てに該当する必要があります。

※介護保険料は①と③の要件に該当する必要があります。

①事業収入等の種類ごとに見た収入のいずれかが令和元年中に比べて10分の3以上減少する見込みがあること

②令和元年中の所得の合計が1,000万円以下であること

③収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下であること

減免額は、主たる生計維持者の令和元年中の所得額等に基づいて計算します。また、申請の際には、減免の対象となる事由（主たる生計維持者の死亡や失業、収入の減少等）を証明する書類が必要となります。減免の内容や申請方法等詳細については、下記の各担当までお問い合わせください。

■国民健康保険税

役場税務会計課 賦課担当 ☎ 296-5892

■介護保険料

役場長寿福祉課 介護保険担当 ☎ 296-1210

■後期高齢者医療保険料

役場町民健康課 保険年金担当 ☎ 296-5891



## ひとり親世帯臨時特別給付金 (国 第2次補正分)のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、県から給付金を支給します。支給には「基本給付」と「追加給付」があります。

### ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受ける方

#### 【基本給付】

- 金額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を支給
- 手続き 申請は不要です。
- 支給日 8月上旬(予定)

【追加給付】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少している方

- 金額 1世帯5万円
- 手続き 申請が必要です。
- 支給日 9月以降予定

### ②公的年金等を受給しているため児童扶養手当の支給を受けられない方

令和2年6月分児童扶養手当の支給要件に該当するが全額停止となっている方や、公的年金等を受給している児童扶養手当の申請をしていないひとり親世帯の方が対象となります。

※平成30年1月～12月の収入や所得額について支給要件があります。

#### 【基本給付】

- 金額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を支給
- 手続き 申請が必要です。
- 支給日 9月以降予定

【追加給付】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少している方

- 金額 1世帯5万円
- 手続き 申請が必要です。
- 支給日 9月以降予定



### 「ひとり親世帯臨時給付金」の振込詐欺等にご注意ください!

ひとり親世帯臨時給付金の支給に関して、役場職員等が「ATMの操作をお願いすること」「手数料の振込みを求めること」は絶対にありません。また「ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうこと」は絶対にできません。不審な電話等がありましたら、警察相談専用電話(＃9110)にご相談ください。

### ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が大きく減少している、児童扶養手当の申請をしていないひとり親世帯(※)の方

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっているひとり親世帯の方が対象となります。

(※) 児童扶養手当法第4条に定める支給要件を満たし、18歳になった年の年度末までの児童、もしくは一定の障がいのある20歳未満の児童を養育する方に限ります。また令和2年2月以降の収入等について支給要件があります。

- 金額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を支給
- 手続き 申請が必要です。
- 支給日 9月以降予定

#### ◆申請について

(②、③に該当する方、①の追加給付を希望する方)

- 提出方法 役場町民健康課へ持参または郵送
- 申請期間 令和2年8月3日(予定)～令和3年2月28日(予定)
- 申請に必要なもの

#### 【基本給付分】 ・申請書

- ・本人確認書類(免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート等)の写し
- ・受取口座を確認できる書類(通帳、キャッシュカードなど)の写し
- ・児童扶養手当の支給要件を確認できる書類(申請者及び児童の戸籍謄本等) ※児童扶養手当の申請をしている方や現況届提出の対象となっている方は不要です。
- ・簡易な収入(所得)額の申立書
- ・収入額や所得額がわかるもの(給与明細、年金振込通知書、個人事業の帳簿等)の写し

#### 【追加給付分】 ・申請書

#### ■申請書等の様式について

児童扶養手当資格者の方へは、8月の現況届のお知らせと同封予定です。また、準備が整い次第、ダウンロードしてお使いいただけるようにホームページに掲載します。なお窓口での相談や申請の際、確認等で時間がかかる場合があります。

- 問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891



## 新型コロナウイルス感染症対策

## 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルス感染防止の基本である身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いや、3密(密集、密接、密閉)を避ける等の「新しい生活様式」が求められ

ています。そのうえで、暑い時期は、場面に依りて熱中症予防も意識する必要があります。下記の事項などに注意し、熱中症を防ぎましょう。

### 暑さを避けましょう



- ・感染予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確認しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調節する
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する

### 適宜マスクを外しましょう



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合には、マスクを外す
- ・マスクを着用しているときは、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとつたうえで、適宜マスクを外して休憩をとる

### こまめに水分補給をしましょう

- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルが目安
- ・大量に汗をかいたときは塩分も忘れずに

### 日頃から健康管理をしましょう

- ・日頃から体温測定し、健康チェック
- ・体調が悪いと感じたときは、無理せず自宅で静養

### 暑さに備えた体作りをしましょう

- ・水分補給を忘れずに、無理のない範囲で



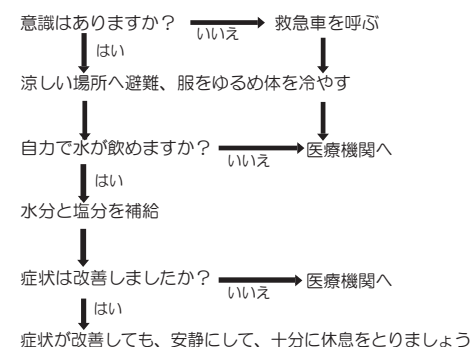
出典：厚生労働省 令和2年度熱中症予防行動リーフレット

## こんな症状があったら熱中症を疑いましょう

こんな症状があったら、熱中症を疑いましょう	程度	症状
軽度	めまい、立ちくらみ、手足のしびれ こむら返り(筋肉痛)、気分が悪い 汗が止まらない、ボーっとする	
中度	頭痛、吐き気、体がだるい(倦怠感) 虚脱感、意識がなんとなくおかしい	
重度	意識がない、けいれん、体が熱い 呼びかけに対し返事がおかしい まっすぐに歩けない	

- 問合せ 町保健センター ☎ 296-2530

### ■熱中症かもしれないと思ったときには





## 令和 2 年度第 4 回認知症普及啓発コラム

# 8 月から認知症ケア相談室を開設します

認知症の方が可能な限り住み慣れた鳩山町で生活を続けていくために、認知症ケア相談室を開設します。認知症のご家族への接し方や介護方法が分からなくてお困りの方は、認知症の方への介護経験が豊かな専門職（認知症ケア相談員）が相談に応じます。お気軽にご連絡ください。

- **相談日** 毎月第 2、第 4 火曜日 午前 10 時～正午
- **相談方法** 電話または来所

- **電話相談**  
鳩山松寿園在宅介護支援センター 担当：堀口  
☎ 296-2121  
鳩山松寿園東館 担当：篠田 ☎ 296-7677
- **来所相談** 鳩山松寿園東館（松ヶ丘 4-1-3）
- **相談内容** 認知症に関する介護方法の相談など
- **詳しい事業の問合せ先**  
町地域包括支援センター ☎ 296-7700

## 認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために 「はーとん見守りシール」を交付しています

在宅で生活している認知症の高齢者の方などが、何のきっかけで家に帰れなくなり、保護されたときの問題として、自宅の住所や自分の名前が伝えられず、対応が困難になることがあります。

このような方のために、衣服や杖などに貼れる「はーとん見守りシール」を交付しています。

「はーとん見守りシール」には、二次元コードが印刷されています。高齢者を発見した方が、スマートフォン等で二次元コードを読み取ると、伝言板サイトが表示され、介護者（保護者）宛てにメールが自動送信されます。

発見者と介護者は伝言板サイトを通じて 24 時間 365 日、直接のやり取りができるため、介護者はすぐに迎えに行くことができます。

■ **交付対象者** 町内に住所を有し、在宅で徘徊行動の恐れがある 65 歳以上の高齢者の方など

### 個人情報の漏えいは心配ありません



シールには個別登録番号のみが記されて、氏名などの個人情報は記載されません。

発見者、介護者ともに自分の住所や電話番号などの個人情報を知らせる必要がないため、お互いの個人情報が漏れる心配もありません。

- **交付枚数** アイロンで衣類等に貼るシール（洗濯可能）30 枚、杖やバッグなどの持ち物に貼る蓄光シール 10 枚
- **費用** 無料（2 回目以降は有料となります）
- **申請先・問合せ** 町地域包括支援センター ☎ 296-7700

### 関連レポ

#### はーとん見守りシールの キーホルダー をいただきました



鳩山町では、認知症の方の一人歩きを早期に発見し、ご家族のもとに帰ることができるように「はーとん見守りシール」を対象の方に交付しています。今回、革のミニシューズづくりで町内事業に貢献いただいている増田利正さんが、「はーとん見守りシール用のキーホルダー」を作ってくださいました。見守りシールを貼るのを嫌がっていた高齢者が、このキーホルダーに入ると、身につけてくれたことができました。おしゃれて素敵なご寄付ありがとうございました。

## アイデア レシピ 大募集！

## はとやま食エコ推進事業

# 「はとやま食エコレシピコンテスト 2020」

日本では、まだ食べることができる食品が、食べ物をつくる（生産・製造）、売る、（販売）、食べる（消費）等の各段階において日常的に捨てられ、多くの「食品ロス※」が発生しています。食品ロスの問題については、「持続可能な開発目標（SDG s ; Sustainable Development Goals）」の 1 つに位置付けられており、日本だけでなく国際的に取り組むべき課題となっています。

これまで町では、食にふれあう様々な食育事業を展開し、食に対する理解を深め、興味関心の向上や地産地消につながる取り組みを進めてきました。今年度はさらに、食品ロス削減や「もったいない」という食や環境に配慮する意識を育むことも、食育活動の一環として捉え、「はとやま食エコレシピコンテスト」を初開催します。

このコンテストでは、普段何気なく捨ててしまう身近な野菜の皮や葉、茎を使った料理や、食材を丸ごと使う料理等、「食エコ」なアイデアレシピを募集します。皆様からのご応募をお待ちしております。  
※食品ロス…食べられるのに捨てられてしまう食品

### ■ 応募方法

「応募用紙」に必要事項をご記入の上、下記へご提出ください。応募用紙は園や学校を通じて配布します。町保健センターに設置するほか、町ホームページからもダウンロードできます。

### （町内在園・在学の方）

在籍する保育園、幼稚園、小中学校

### （それ以外の方）

町保健センター（窓口・郵送・E-mail）

- ・和洋中などの料理の種類は問いません。
- ・一般的な食材や調理器具で作れる料理、加熱した料理であることが望ましいです。
- ・事業への採用時期は秋～冬頃の予定のため、できる限りその時期に手に入る食材を考慮してください。

### ■ 応募資格

どなたでもご応募いただけます（町外からの応募も可能です）

### ■ 応募条件

- ・おひとり何点でもご応募いただけますが、自作・未発表の作品に限ります。
- ・応募にかかる経費は、応募者負担です。

### 応募内容

- ・普段何気なく捨ててしまう身近な野菜の皮や葉、茎を使うエコ料理
- ・食材を丸ごと使うエコ料理
- ・地元や県内でとれる農産物や町特産品を使ったエコ料理
- ・多く作りすぎた、食べ切れなかったおかずをリメイクしたエコ料理 等

### 審査のポイント

- ①食品ロスの削減につながる料理・レシピであること
- ②料理、レシピ等を通じて、伝えたいことや思いが明確であること
- ③創意工夫がされていること

### 応募期間

8月1日(土)～8月28日(金)

※その他、留意事項等は事業チラシまたは HP をご確認ください。

### ■ 審査方法

一次審査：書類審査

二次審査：web 審査（一次審査を通過した上位 7 作品に対して、町民の web 上の投票により順位を決定します）

### ■ 表彰等

- ・入選者には賞状と副賞を、その他応募者全員に参加賞を贈呈します。
- ・コンテスト結果は町広報やホームページに掲載します。
- ・優秀作品は、町食育事業で広く周知します。

### ■ 問合せ・提出先

町保健センター  
（はとやま食エコレシピコンテスト事務局）  
〒350-0324 鳩山町大字大豆戸 183-1  
電話 049-296-2530 FAX 049-296-2832  
メール h4600@town.hatoyama.lg.jp

